

令和2年2月

お客さま 各位

信用組合愛知商銀

しょうぎんインターネットバンキング取扱規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合は「令和2年4月1日の民法改正」を見据え、下記のとおりしょうぎんインターネットバンキング取扱規定を改定いたしますのでお知らせいたします。なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

<主な改定の内容>

1. 「規定変更時の周知方法等」の追加

「規定の変更」条項の一部変更（ <u>下線部</u> ）

2 1. 規定の変更

(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u>
--

(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>
--

注：改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

2. 適用開始日

令和2年4月1日

以上